

議案第四十三号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり本泉ポンプ場築造工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成二年十一月二十二日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年三月二十日

三朝町長 安田真一郎

平成三年三月二十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「三五、六三八、〇〇〇円」を「三五、四二三、七六〇円」に改める。